

富山県公安委員会の権限に属する事務の内部処理に関する訓令

富山県警察本部訓令第12号

富山県公安委員会の権限に属する事務の内部処理に関する訓令を次のように定める。

平成5年7月30日

富山県警察本部長

富山県公安委員会の権限に属する事務の内部処理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、富山県公安委員会の権限に属する事務のうち、富山県公安委員会の事務の専決に関する規程(昭和61年富山県公安委員会規程第2号)第2条の規定により富山県警察本部長(以下「本部長」という。)が専決することができる事務の処理について必要な事項を定め、事務の処理の能率化及び責任の明確化を図るものとする。

(本部長の決裁及び部長等の専決)

第2条 本部長の決裁を受けて処理する事務並びに警察本部の部長、課長、次席及び課長補佐が専決することができる事務は、別表第1のとおりとする。

(警察署長等の専決)

第3条 警察署長並びに警察署の副署長、次長、刑事生活安全官(地域官、交通官及び地域交通官を含む。)及び課長が専決することができる事務は、別表第2のとおりとする。

(異例又は重要な事務の決裁)

第4条 前2条の規定により専決することができる者は、その内容が異例又は重要と認められる事務については、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、上司の決裁を受けなければならない。

※ 附則以下省略